

在郷町八尾における明治期以降 1960 年代までの社会資本整備過程

- 道路および公共施設における用地確保と関与主体の分析 -

The Process of Social Infrastructure Development in Yatsuo from the Meiji Period to the 1960s

- Analysis of Land Acquisition and Involved Actors in Road and Public Facility Development -

柴田 純花*・中島 直人**

Ayaka Shibata*, Naoto Nakajima**

This study examines the process of infrastructure development from the Meiji period to the 1960s in Yatsuo, a rural town in Toyama City, Japan, focusing on the location and transformation of roads and public facilities. The results show that spatial development in Yatsuo was based on the accumulation of individual land contributions and financial support, coordinated through community-level arrangements. In road development, land was converted from private to communal and then public ownership in the Meiji period, while in the postwar period it was mainly secured through donations from residents. In contrast, land acquisition for public facilities varied by scale: large facilities relied on contributions from local elites, whereas smaller ones were mainly developed through land purchases.

Keywords: Country Town, Urban Formation, Modernization, Road Development, Public Facilities, Toyama
在郷町、都市形成、近代化、道路整備、公共施設、富山

1. はじめに

小規模な町場として成立した在郷町⁽¹⁾においては、近代以降に整備された社会資本が、その後の町の空間構造を規定してきたと考えられる。特に、大規模な空間改変を伴う道路や公共施設の整備は、在郷町の集落構造を大きく変容させてきた。しかし、在郷町においてこれらの社会資本がどのように整備されてきたのかについて、実際の整備過程における用地確保の実態や地域主体の関与のあり方は、十分に明らかにされていない。一般に、我が国の社会資本整備は高度経済成長期に大きく進展したとされており、それに至る整備過程を把握することは、その後の空間形成を理解する上で重要である。そこで本研究は、富山県富山市の在郷町八尾を対象に、明治期以降 1960 年代までの社会資本整備過程を明らかにすることを目的とする。特に、道路および公共施設の立地とその変遷に着目し、これらの整備用地確保の過程と関与主体を解明する。これにより、在郷町における集落空間の変容要因を、社会資本整備との関連に着目して検討することを目指す。

在郷町をはじめとする小規模な町の近代以降の社会資本整備に関する研究は、戦後に中小規模の都市へと発展した町を対象としたものが多い。佐藤ら（2001）⁽¹⁾は、近代蚕糸業地域である埼玉県旧本庄町を対象に、有力な富裕層の活動が第二次世界大戦前の地域社会の構築と都市空間の変容に与えた影響を明らかにしている。具体的な主体として、豪商や大地主といった旧来の富裕層に加えて新興富裕層が蚕糸業の変化とともに台頭してきたことを示している。また中野（2002）⁽²⁾は、醤油醸造業が発展した千葉県旧野田町を対象に、在来産業の近代化に伴う都市空間の変容を分析し、企業が町全体を産業基盤として機能させる過程において都市整備を主導していたことを明らかにして

いる。以上のように、産業の近代化と都市規模の拡大に着目し、それを担った主体と関連づけて社会資本整備のプロセスを解明した研究が蓄積されている。

一方で、小規模な町場であり続けた町の近代以降の集落空間変容に関する研究においては、伝統的な町割や空間構成の継承、消滅の過程に関心が向けられ、土地所有形態の分析を通じてその形成原理が明らかされてきた。秋元ら（2000）⁽³⁾は、愛媛県内子町内子を対象に、在郷町を面的に捉えて主要街道に対する町屋敷地の奥行き方向の空間変化を解明している。北原ら（2019）⁽⁴⁾は、陣屋町を起源とする青森県黒石市の歴史的市街地を対象に、近代以降の土地取引や土地所有形態の変遷を分析し、大商家の存在と伝統的な空間構成の存続との関係性を示している。また、筆者ら⁽⁵⁾は、近世市場町由来の富山県富山市上滝を対象に、近代以降に出現した都市的空間構成要素の変容に対する土地所有形態の影響を分析し、古参大地主や中小地主といった主体の関与を指摘しながら、近代の集落空間形成過程を明らかにしている。しかし、これらの研究においては、土地所有形態に関連した主体の存在が指摘されているものの、それらの主体が具体的にどのように社会資本整備に関与したのかについては十分に検討されていない。さらに、在郷町はその成立過程や立地条件、集落形態が多様であることから、個別事例に基づく実証的な研究の蓄積が求められる。

以上を踏まえ、本研究は、地方において小規模な町場であり続けた在郷町を対象とし、大規模な産業発展を前提としない状況のもとで、いかなる主体がどのように社会資本整備に関与したのかを解明する点に新規性がある。

まず、第 2 章では、八尾旧町（きゅうちょう）と呼ばれる 1889（明治 22）年の町村制施行時の町の成立過程

* 学生会員 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻（The University of Tokyo）

** 正会員 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻（The University of Tokyo）

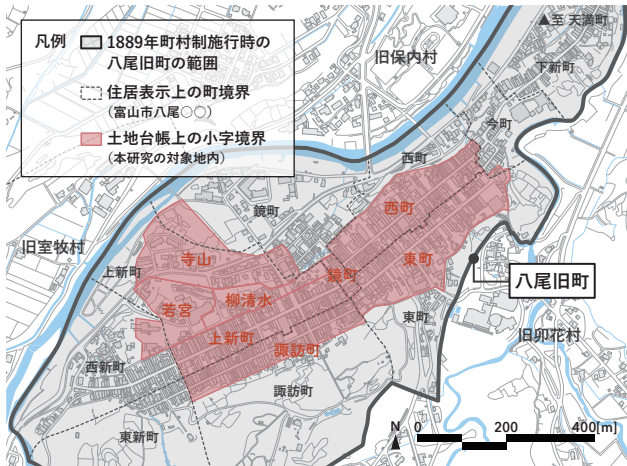


図1 町境界と小字境界及び本研究の対象範囲

と、その土地所有の特徴を整理する。第3章と第4章では、社会資本整備の中でも道路整備と公共施設に着目し、それぞれの整備履歴及び用地確保の過程や関与主体の特徴を説明する。様々な社会資本の中でも、道路及び公共施設は、在郷町における近代以降の整備に際して用地確保を必要としたものであり、在郷町内部の空間構造の変容に直接的に影響を与えることから、本研究の分析対象として選定した。なお、鉄道や公園も同様の性質を持つと考えられるが、本研究の対象範囲内では整備が行われなかったため研究対象から除外した。ここでは、新聞、広報、自治体史等の郷土文献資料と八尾町議会資料を調査することで、詳細な整備履歴を把握する。これに加えて、旧土地台帳および公図(和紙公図及びマイラー公図)の分析を行い、土地の所有関係および用地確保の履歴を明らかにする。旧土地台帳を用いた分析の対象期間は、台帳が整備された1889(明治22)年から、台帳記入が確認できた最終年である1963(昭和38)年末までとした。また、大正期の郷土文献及び自治体史の分析を通して、道路および公共施設整備に関わる主体の動向を分析する。なお、ここでの分析対象は八尾旧町の中でも特に公共施設が立地した範囲とし、図1に示した。八尾旧町では、現在の住居表示上の町境界と旧土地台帳上の小字境界が異なるが、本研究では土地台帳を分析資料に使うため、小字を境界として対象範囲を設定した。最後に第6章では、本研究の成果を総括し、在郷町における社会資本整備の特徴について考察を行う。

2. 在郷町八尾の成立と土地所有の特徴

八尾は富山市の南西部に位置する。江戸期の八尾の町立て⁽²⁾以前は、八尾村、桐山村、小長谷村という村落があったが、しかし、1631(寛永8)年の井田川大洪水によって、八尾下村や八尾西村の耕地の大部分が押し流された。これらの村の住民の一部が八尾上村の聞名寺下に移住し、聞名寺参詣者を客として商売を行うようになり、次第に店や人手も増して八尾の「町」と呼ばれるようになった。八尾村肝煎役少兵衛は、八尾村と桐山村を合併して1つの町を立てることを企図し、1636(寛永13)年2月16日に八

表1 位置を特定できた火防小路の一覧

No.	小路名	立地	整備年	公有地化年	公有地化前年の所有者	共有地化前年の所有者
A	不明	西町	1699		不明	
B	禅寺坂	西町	江戸期	1913	東町西町共有	個人
C	矢澤の坂	西町	1909	1913	東町西町共有	個人
D	不明	西町・東町	1907	1907	東町西町共有	個人
E	四十物横丁	西町・東町	江戸期	1912	個人4名	-
F	不明	西町・東町	不明	1907	東町西町共有	個人
G	不明	東町	1889	1913	東町西町共有	個人
H	合同道	鏡町	1909	1910-1911	東町西町共有 個人7名	-
I	火葬場道路	上新町	1910			
J	原蚕の坂	上新町	1896			
K	大門路	上新町	1699			
L	庚申通り	上新町・諏訪町	1745			
M	不明	上新町	1896	1909	個人	-
N	不明	上新町・諏訪町	1898	1899	個人	-
O	不明	上新町・諏訪町	江戸期	1924	東町西町共有	個人

尾村肝煎役少兵衛と桐山村肝煎役佐五右衛門が町立ての願書を加賀藩に提出した。同年に、加賀藩から桐山下野村地内で町立ての許可が下りて東町と西町が創設された。東西両町の町立てから40年以上が経過した1677(延宝5)年に、鏡町の町立て願が提出され、以降鏡町、下新町、諏訪町、西新町・東新町、川窪新町(天満町)、茶畑町(新鏡町)の順で町が成立した⁸⁾⁽³⁾。このように八尾の町は、100年以上をかけて町立てされた各町によって構成されている点に特徴があり、今も各町の名称を受け継いでいる。

1927(昭和2)年に出版された『八尾史談』には、「昔は東西両町を八尾本町と稱し、其他はすべて新町」として「明治維新の頃迄は新町の者には、居屋敷の外八尾町地内に於て畑地等の所有権を許さなかつた」こと、「居屋敷であつても上新町は奥行き17間、諏訪町は奥行き12間といった制限が課されていた」ことが記されている。これらの田畑は、東町及び西町の屋敷の間口に应じて割り当てられ、この土地は「引地」と呼ばれていた。さらに、所有権は居住者ではなく居屋敷の所有者にあったという。すなわち、明治期に入るまで宅地周辺の田畑は、東町と西町の土地もしくは建物の所有者が所有していたと考えられる。明治維新後にはこの規約が廃れ、建物と畑地を別に売買するようになった。

また、八尾旧町の「畑地及山地の一部で、東西両町の共同所有地が澤山あつた」ことも記されている。この共有地は「總地」と呼ばれていた。この共有地は明治維新後も東町と西町の共有財産で有り続けたが、1921(大正10)年2月に積立金とともに「区有財産処分」された。処分の内訳は、5分8厘が八尾町に寄付され、残る4分2厘は東西の町へ半分ずつ分配された。これらのうち積立金と土地がそれぞれ占める割合は不明であるが、共有地から八尾旧町の町有地になった畑地や山地が存在したと考えられる。

3. 近代以降の道路構造の変化とその要因

3-1. 明治期の火防小路の切明

明治期以降火災が頻繁に起こるようになり、火防小路の必要性が認識されるようになった。これを契機として、各

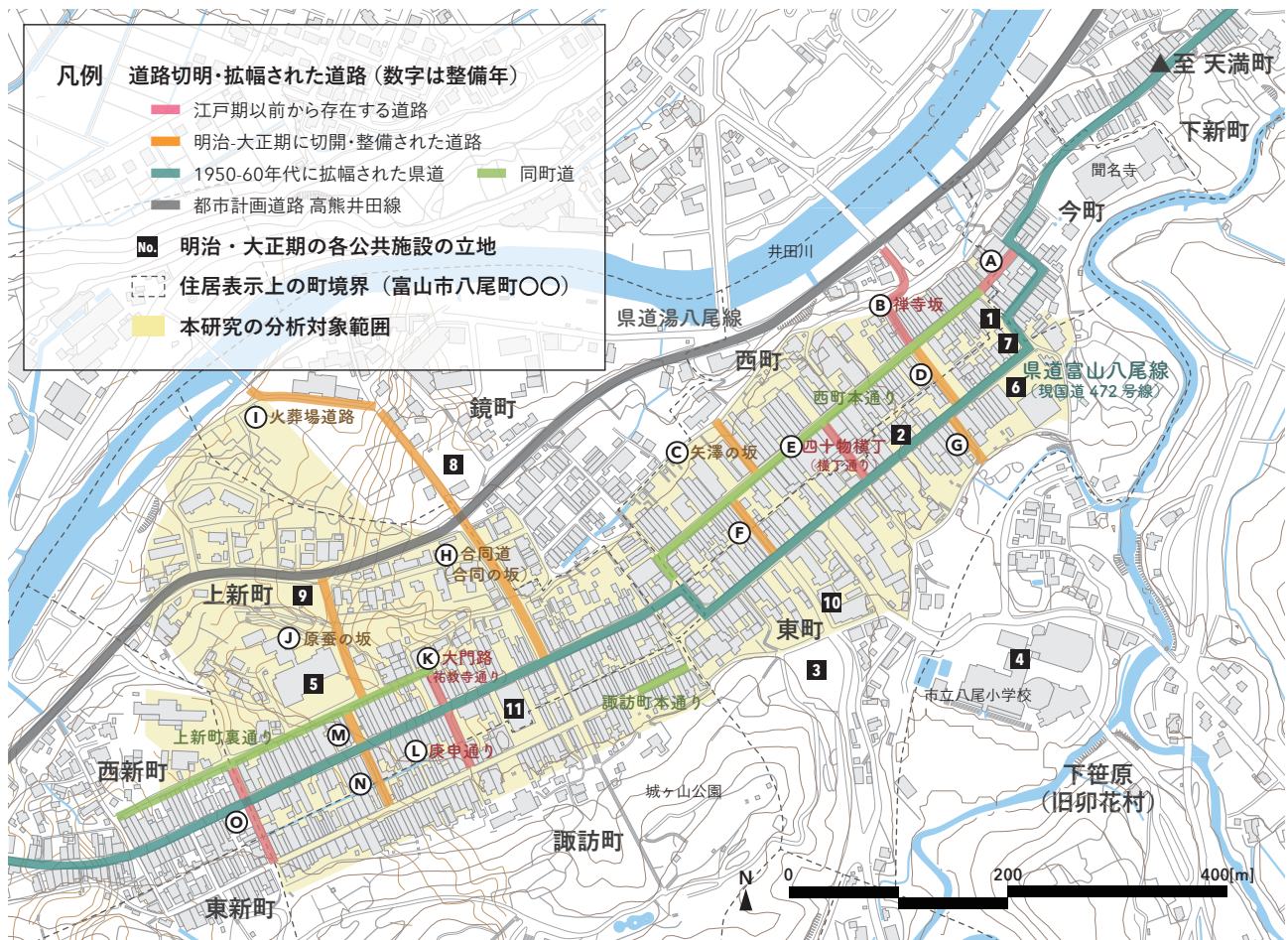


図2 八尾における明治期から1960年代までの道路及び公共施設の整備位置⁽⁵⁾

町に「小路」と称して通りに直行する小道が設けられたという⁹⁾。江戸期に3、明治期に12の小路が設けられたことが記録されている。

文献資料で確認された小路と住宅地図及び公図、土地台帳を照らし合わせた結果、大正期までに整備された14本の位置を特定した(表1及び図2、表中アルファベットは図に対応)。このうち土地台帳で公有地となった年が判明したものは10本である。公有地となった時期は、9本が前章で記した区有財産処分前の1899(明治32)年から1913(大正2)年の間で、1本が処分後の1924(大正13)年である。すなわち、小路の公有地化は区有財産処分の20年以上前から行われていた。なお、1本の小路は県有地、それ以外の9本は町有地となっていた。

次に、これらの10本の小路の用地提供主体について分析を行った。公有地になる前年の土地所有は、東町西町共有⁽⁴⁾が6本、個人所有が3本、共有地と個人所有地にまたがるものが1本であった。さらに、東町西町共有地となる前の所有者の分析を行った結果、これら6本はいずれも個人所有地であったことが確認できた。以上のことから、小路用地は、個人所有地から共有地を経て公有地化したものと、個人所有地から直接公有地化したものが存在したことが明らかになった。登記要因は単に「所有権移転」と記される筆が多かったが、把握可能な範囲で寄付および売買

の双方が確認された。

以上の分析の結果、土地台帳で東町西町の共有地が一時的に存在したことを確認できた。2章の文献の分析では畑地や山地に共有地が存在したことが記されていたが、地目が宅地の範囲にも共有地が存在したことが示された。こうした共同所有の枠組みが、町中の小路整備における用地確保を可能にする一因となっていたと考えられる。

3-2. 県道拡幅の経緯

本節及び次節では、第二次世界大戦終戦以降の県道と町道の整備について、議会資料および土地台帳の分析から、その経緯と用地取得の実態を明らかにする。これらの道路整備は、1953(昭和28)年及び1957(昭和32)年に八尾旧町と周辺の村が合併した旧八尾町(現富山市)の時代に行われている。本稿では合併後の町を八尾町と記す。

八尾旧町内の道路整備は、新規道路の整備ではなく、既存道路の拡幅や改良によって対応されていた。1953(昭和28)年時点で、東新町、諏訪町、東町の3町が街角拡張計画をたて、議会へ申請して採択済みになっていたとされる¹⁰⁾が内容は明らかではない。道路拡幅の具体的な動きは、県道富山八尾線(現在の国道472号線)の拡幅が最初期のものであるとみられる。県道が通る天満町、下新町、今町、東町、上新町、西新町では、1958(昭和33)年以降道路拡幅の工事が行われていった。八尾町議会への

請願書及び陳情書を分析した結果、八尾旧町内の各町の単位で請願及び陳情が行われていたことが明らかになった。以下各町での道路整備経緯を分析する。

天満町では、交通事故と火災の危険性から全戸 127 戸が八尾町に対して路線拡張工事の陳情書を提出し、これを受けて 1950（昭和 25）年 5 月に町から県に上申陳情を行った¹¹⁾。しかし県及び町の補償金と工事費の財源捻出の都合上、1953（昭和 28）年時点で道路拡幅の議論が停滞していた¹²⁾。西側のみ拡幅する議論を経ながら、最終的に 1958（昭和 33）年に富山県が補償金 500 万円、工事費 200 万円を見積もって、両側民家 5 尺ずつを取り壊すことが決定した^{13) 14)}。1958（昭和 33）年 7 月 10 日から工事が開始され、第 13 回国民体育大会秋季大会の開催前に幅員 6.5m の道路に拡幅することが目指されていた。軒先を切り落とした民家は「近代的建築様式をとり入れたモルタル塗装に改造」¹⁵⁾され「近代的建築の町並」¹⁶⁾を創出するとともに、道路拡幅を契機として天満町商店会が結成された。この後、県道の路面拡張を下新町まで延長すること、旧町も路面拡張することが見通されていた。

天満町から県道が連続する下新町では、拡幅工事が 1959（昭和 34）年以降に開始され、1964（昭和 39）年時点で約 200m の区間以外は拡幅が完了していた¹⁷⁾。

下新町に隣接する今町でも、天満町及び下新町の県道拡幅工事の完了を受けて、1961（昭和 36）年に道路拡幅の請願を行っている¹⁸⁾。

上新町では、1959（昭和 34）年に上新町区長と上新町道路拡張委員会委員長らの連名で、県道拡幅の請願書が八尾町議会に提出された^{19) 20)}。この拡幅工事は、1962（昭和 37）年に着工し、1965（昭和 40）年には全区間が幅員 7.5m となって商店や住宅が改装新築された²¹⁾。請願書からは、戦後に至るまで道路幅員が明治期のままであったという当時の道路状況を読み取ることができる。

昭和 34 年第 3 回八尾町議会議案書 請願陳情第四四号

「八尾一大長谷間県道八尾町地内上新町改良工事取詰め方請願書 我が上新町は、県道八尾一富山、八尾一切詰、八尾一西松瀬、青島一八尾及び利賀一八尾の各路線の中枢に位し、八尾町に於ける商店街として第一等地でありまして、自然人馬車輛の往来繁く、いつも混雑を極めていませう。然るに現在の街幅は明治三十三年当町大火以来のままたて、今日の進歩せる交通文化の情況に照して余りにも狭隘なるために、交通事故による各種の損害が続発し、関係住民が大変困って居る有様であります。特に井田川総合開発の運行に伴って、大型車輛の運行往復は、今後数倍に達することは、既に御諒承の事と存じますが、それに因る通行人の危害並びに店舗商品に及ぼす被害の甚大なる事一同常々心痛して居るものであります。斯くの如き住民の憂慮を速かに除去し、世論の頷くよう時代の傾向に処すべく、此の道路幅の拡張こそ急務中の急務なることを痛感致すものであります。

右関係住民が多年に亘り渴望して止まざる事情特に御賢察賜り、格別の御詮議を以って昭和三十五年度に於て、左記の通り地域県道の改良工事を是非共御施行下さいますよう茲に取詰め関係該当事者一同を代表致しまして請願致します。一、県道上新町地内延長 四一〇米 二、拡張希望幅員 現状より二、五〇米 三、取詰め関係戸数 一四〇戸 昭和三十四年八月二十日 右 富山県婦負郡八尾町上新町 区長 長谷川勝治 上新町道路拡張委員会 委員長 数納平三郎 石戸松次郎 外一四九名」

西新町では、1964（昭和 39）年に区長らの連名で県道拡幅の請願書が八尾町議会に提出された²²⁾。当時は県道 224 号湯八尾線が開通しておらず、山手側との往来のためにこの県道の通行量が多かったことが記されている。

昭和 39 年第 2 回八尾町議会議案書 陳情受理番号 13（受理年月日 39.6.26）

「県道島地東町線西新町地内道路改良早期実施方について 西新町区長 武部清治 外 22 名 西新町地内県道は野積、仁歩、大長谷、室牧、山田及び利賀地方への交易道路として交通量幅輻を極めているところであり、大型バスが通ると歩行者さえ通れない狭隘な状態で危険にさらされているので、同道線区間の拡巾改良を一日も早く実施していただきたい。」

東町内の県道拡幅に関する資料は確認できなかった。

以上のように拡幅工事が行われてきた県道富山八尾線について、旧土地台帳と公図を用いて道路用地の分筆や所有権移転に際しての登記要因を分析した。今回の分析対象範囲内で 1963（昭和 38）年時点の土地区画を再現した結果、字東町で 52 筆、字鏡町で 2 筆、字上新町で 260 筆の道路用地が分筆されたとみられる区画を確認できた。これらの土地の旧土地台帳の登記を調査すると、全体の 8 割以上を占める 252 筆の土地が富山県ではなく八尾町に所有権が移転されていたことが分かった。この所有権移転は、移転要因が確認できたものはすべて寄付によるものであった。さらに、旧土地台帳上で追跡可能であった 1963（昭和 38）年時点までに富山県に所有権が移転した筆は確認できなかった。

このことから、当該区間においては、県道でありながら当初の道路用地の所有主体は町であり、路線の管理主体と土地の所有主体が一致していなかったと考えられる。このような状況は、用地取得の過程において町が主体的に関与し、寄付の受け皿となっていたことを示唆するものである。

本節の最後に、1970 年代以降に整備された八尾町の都市計画道路について付言する。1963（昭和 38）年 12 月 13 日付建設省告示第 3267 号により、八尾町域では 8 路線が都市計画決定を受けた²³⁾。しかしながら、これらの都市計画道路は主として旧町外に計画されたものであり、旧町内部には新たな都市計画道路は位置付けられていない。旧町付近では、北側段丘下を通過する都市計画道路高熊井田線が存在し、これは県道湯八尾線の一部に相当する。

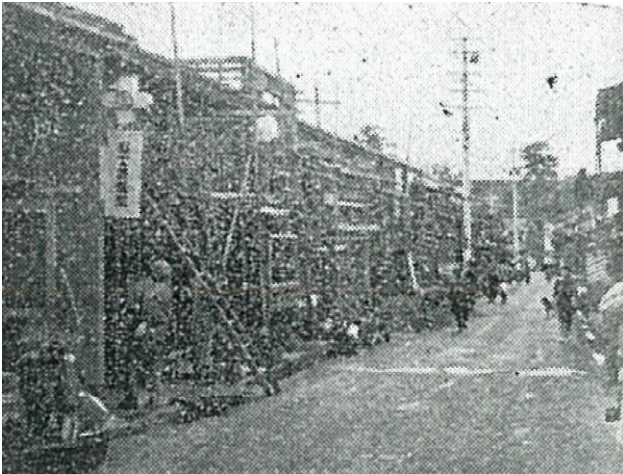


図3 家屋切取工事中西町本通り

路線自体は大正末期には存在していたとされるが²⁴⁾、旧町近接区間の具体的な整備時期については明らかでない。

3-3. 町道拡幅の経緯

県道拡幅と同時期に、町道の拡幅も行われていた。

今町と西町を通る西町本通り（現在の市道西町本通り線）の拡幅工事は、1961（昭和36）年から1962（昭和37）年にかけて行われた。この道路幅員を6.5mに広げる工事に先んじて家屋切取が行われ、1960（昭和35）年には富士原医院から水口薬局までの約130mの区間で道路両側の工事が行われていた（図3）²⁵⁾。なお、この工事に際して、住民から八尾町に対して土地の寄附願が提出されていたことを確認した。

上新町と西新町を通る上新町裏通り線（現在の市道上新町裏通り線の一部）の拡幅工事は、実施された期間は不明である。但し、現存する公文書^{26) 27)}では1966（昭和41）年から1968（昭和43）年に土地の分筆登記が行われていたことが記されているため、この前後の時期に工事が行われたと推測できる。また、この工事のために、住民から八尾町に対して20件31筆分の土地の寄附願が提出されていたことを同文書から確認した。

諏訪町を通る諏訪町本通り線（現在の市道諏訪町本通り線）は、1968（昭和43）年に延長450mを幅員6.5mに拡幅する請願書²⁸⁾が自治会長から八尾町に提出され、議会で採択されている。しかし、地籍図や現状の道路幅員を確認した結果、北東側のごく一部の区間のみが拡幅されたとみられる。この要因や経緯は不明であるが、拡幅前の道路幅員が3.5-5mと比較的広かったことが一因となっている可能性がある。

以上のように拡幅工事が行われてきた町道について、旧土地台帳と公図を用いて道路用地の分筆や所有権移転に際しての登記要因を分析した。今回の分析対象範囲内で1963（昭和38）年時点の土地区画を再現した結果、西町本通りで163筆の道路用地が分筆されたとみられる区画を確認できた。これらの土地の旧土地台帳の登記を調査すると、163筆すべての土地が八尾町に寄付されていたことが分かった。このことは、土地の寄附願が提出されていた

事実と合致する。このように、町道の拡幅は住民から八尾町への土地寄付によって実現しており、この傾向は県道拡幅と共通していた。

3-4. 小結

以上の分析から、八尾における近代以降の道路整備は、共有地の活用や住民による寄付によって進められてきたことが明らかになった。

明治期の火防小路の整備においては、個人所有地から共有地を経て公有地化される過程が確認され、共有地の枠組みが用地確保に一定の役割を果たしていたと考えられる。これに対し、戦後の県道および町道の拡幅においては、住民から八尾町への土地の寄付が広く行われ、町が用地の受け皿となることで道路整備が進められていた。道路種別にかかわらず、用地確保は地域住民による土地提供に依拠していたといえる。この時、町ごとに道路整備の請願が行われていたことから、町を単位とした組織での意思決定が発生していた可能性が示唆される。

4. 公共施設の立地の変化とその要因

4-1. 公共施設の立地とその変遷

4-1-1. 昭和初期までの公共施設の立地

まず、明治初期に設置された町役場や小学校をはじめとする公共施設は、寺や個人宅等に設置された後、大正期までに独立した施設が整備された。八尾においては、明治から大正期にかけて、八尾警察署【1】、八尾郵便局【2】、八尾町役場【3】、八尾小学校【4】、蚕業学校【5】が設置された。続いて、大正から昭和初期にかけて、婦人会託児所と図書館が八尾小学校に併設された。施設が狭隘となったため、託児所【6】は1935（昭和10）年、図書館【7】は1940（昭和15）年に独自の施設を確保して移転した。各施設の番号は、図2中の番号に対応して施設の立地を示している。

これらの立地と土地所有の変遷をみると、施設ごとに異なる用地確保の過程を確認できる。町役場及び小学校は、当時の地目が田や畑の土地に新たに建設されていた。

分析対象地区内に立地した警察署、郵便局、蚕業学校、婦人会託児所、図書館について旧土地台帳の分析を行った。

警察署は、移転翌年の1894（明治27）年に5筆、1904（明治37）年に1筆の土地を県有地化していた。県有地化以前の所有者はいずれも異なる個人であった。

郵便局は個人所有の2筆の土地に立地したが、1941（昭和16）年まで土地は公有地化されていなかった。

蚕業学校は、40筆以上の土地にまたがる大規模な敷地を有していた。1901（明治34）年に43筆が町有地となっており、町有地化以前は東町西町の共有地であったことが明らかになった。さらに、この土地は共有地となる以前は柴田又平及び毛利傳三郎の2名の個人所有であったことが確認できた。柴田は製糸業を営む改良社の経営者、毛利は味噌醸造業を営む実業家であった。彼らの土地が共有地となった経緯は明らかではないが、蚕業学校用地とするこ

とを前提に、東西両町の共有地として土地を提供していた可能性がある。なお、蚕業学校は1901（明治34）年に富山県立農学校の分校として県直轄となったことから、町有地となった同年に県有地化されこれ以降に追加で土地を取得している。厳密な敷地境界は断定できなかったが、少なくとも1903（明治36）年に共有地3筆、1904（明治37）年に個人所有地22筆が県有地となったことを確認できた。

婦人会託児所は移転時に保育所となったが、移転前後で4筆の土地を公有地化している。3筆は個人所有の土地（うち2筆は同一人物所有）で、1筆は株式会社黒部銀行による法人所有の土地であった。文献資料では、株式会社黒部銀行が八尾旧町に立地した事実は確認できなかったことから、この土地は貸地もしくは空地であったと考えられる。

図書館は、移転前年の1939（昭和14）年に2筆の土地を公有地化している。この2筆の土地はいずれも株式会社第四十七銀行の所有地であった。旧土地台帳からは登記要因を確認できなかったが、廣島為治が銀行の買収費用を寄付したとの記述が存在したことから、売買による土地取得であったと考えられる。

以上のように、昭和初期までの公共施設の立地過程をみると、施設ごとに異なる用地確保の過程が確認された。町役場や小学校、蚕業学校のような大規模な施設は、当時の宅地範囲外縁部の地目が田や畑であった土地に整備された。一方で、比較的小規模な施設については、既に宅地化されていた旧町内で用地を確保していた。この整備過程においては、個人所有地の集約や共有地の公有地化、さらには企業所有地の買収など、多様な手法が用いられていたことが指摘できる。

4-1-2. 第二次世界大戦終戦以降 1960 年代までの公共施設の立地と跡地利用

第二次世界大戦終戦後に新設された施設は、八尾区検察庁【8】、八尾簡易裁判所【9】、八尾消防署【2】、八尾中央公民館【10】である。また、戦前から存在した八尾郵便局が【11】に敷地を移転している。検察庁と簡易裁判所は、ともに1947（昭和22）年に町役場内に創設された。その後、検察庁は1950（昭和25）年に、簡易裁判所は1952（昭和27）年に移転した。消防署は、八尾郵便局が局舎狭隘のため1949（昭和24）年に移転した跡地に設置された。これが文献資料から確認できた最初の公共施設跡地の利用である。八尾中央公民館は、八尾町合併に伴い、1953（昭和28）年に町役場内に設置され、1958（昭和33）年に新館を建設した。

これらの立地と土地所有の変遷を分析した。

八尾区検察庁は、当時の地目が畑であった八尾町字大唐田に建設された。

八尾簡易裁判所は地目が畑や原野の土地に建設された。敷地境界が明確ではないが、裁判所が立地した位置付近で1948（昭和23）年から1955（昭和30）年の間に17筆が八尾町有地されていたことが分かった。このうち12筆は10名による個人所有の土地、5筆は日本加工製紙株式会

表2 公共施設整備に関わる寄付や設立運動の主体

施設名	名前	職業	八尾町長	町議会議員
八尾尋常 高等小学校	江本信好	醸造業	●	●
	松本七兵衛	活版印刷業		●
	田中彦次郎			
	西田兵太郎	売薬業	●	
	渡邊宇平		●	●
	松崎玄周			●
	摩島嘉造	医師	●	●
	中村圓四郎			●
富山県立 蚕業学校	毛利傳三郎	味噌醸造業	●	●
	橋爪治郎作	製糸業	●	
	吉友龜三郎		●	●
	廣嶋治平			●
	寺田松次郎		●	●
	林昌作	蚕種製造販売業	●	●
	松本七兵衛	同前		
	中川藤平			
	清水安五郎			●
	長瀬修平			
八尾女子 技芸学校	柴田又平	製糸業		●
	毛利傳三郎	同前		
八尾町立図書館	井登つる			
	藤山松太郎	骨董商（町外在住）		
	橋本甚太郎	（町外在住）		
八尾中央公民館	廣嶋為治	（町外在住）		
八尾中央公民館	川崎順二	医師		

社による法人所有の土地であり、いずれも売買によって土地取得されていた。

八尾消防署は、八尾郵便局の跡地に建設されたものである。郵便局建設当初は私有地であったが、1941（昭和16）年に1名による個人所有の土地2筆が売買され八尾町有地となり、そのまま消防署用地となった。

八尾中央公民館は、移転前の1955（昭和30）年に個人所有の土地7筆が売買され、八尾町有地となっていた。7筆中4筆は川崎順二の所有であった。八尾郵便局の移転先の敷地は、移転前年の1948（昭和23）年に通信省によって買い上げられている。敷地は2筆にわたっており、1筆が個人所有、もう1筆が八尾木材工業株式会社による法人所有であった。

以上から、第二次世界大戦終戦以降の公共施設立地においては、個人所有地や法人所有地を対象とした売買による土地取得が多くみられた。また、郵便局跡地への消防署設置にみられるように、既存施設の移転に伴う跡地利用が新たな公共施設立地の契機となっていたことが確認された。

4-2. 公共施設の新設に対する寄付や運動

文献^{29) 30)}には、八尾尋常高等小学校、富山県立蠶業学校、八尾女子技藝学校、八尾町立図書館の設立に際して施設整備に対する寄付や設立運動が行われたことが記述されている。八尾尋常高等小学校については「設立につき非常に奔走」した者として9名、富山県立蠶業学校については「校舎新築功勞者に對し、富山縣知事より木杯及賞状を授與せられたる者」として9名、また、小学校に併設して建設された八尾女子技藝学校については建設に寄付した者として、3名の名前が挙げられている。八尾町立図書館につい

ては、建物を買収、寄付した者として、廣島為治の名前が挙げられている。また、前節の分析から、公共施設用地を3筆以上提供していた者として、蚕業学校用地を提供した柴田又平及び毛利傳三郎、八尾中央公民館用地を提供した川崎順二が挙げられる。

これらの人物について、文献資料^{31) 32) 33) 34) 35)}をもとに職業及び経歴を参照し表2に整理した。その結果、重複を除く全23名中9名が実業家であることが判明した。また、八尾町長経験者は9名、八尾町議会経験者は12名(重複あり)にのぼることが分かった。

すなわち、道路および公共施設整備に対する寄付や設立運動には、地域の実業家層を中心とした有力者層が関与しており、これらの人々の多くは町政を担う主体でもあった。

4-3. 小結

以上の分析から、八尾における公共施設の整備過程は、施設規模に応じて異なる傾向が見られた。明治期の町役場や小学校、蚕業学校といった大規模施設の建設にあたっては、実業家層をはじめとする有力者が、土地提供と資金的支援の両面において重要な役割を果たしていたことを確認できた。これらの大規模施設は当時の地目が田や畑であった土地に建設された。一方、数筆の敷地により構成される公共施設は、整備時期を問わず、既に宅地であった個人や法人所有の土地の売買によって用地を取得していた。

また、第二次世界大戦終戦以降は、既存施設の移転に伴い発生した跡地を利用した公共施設整備が行われ、既存ストックの再編成を通じた空間利用の萌芽が見られたことも指摘できる。

5. 結論及び考察

本研究では、在郷町八尾における1960年代までの集落空間の変容過程について、道路および公共施設整備における関与主体に着目して検討した。その結果、八尾における空間整備は、個人の土地提供と資金的支援を基盤としつつ、地域内部の主体による町単位での調整を通じて進められてきた点に特徴があること、及び土地所有や請願書の分析を通じてその実現のプロセスを明らかにした。

道路整備においては、明治期の火防小路の整備では個人所有地から共有地を経て公有地化されており、戦後の県道および町道の拡幅においては、住民から八尾町への土地の寄付を通じて用地が確保されていた。時代や道路種別にかかわらず、個別の土地提供の積み重ねによって道路整備が必要とされていた箇所の用地確保が行われていたとみられる。また、道路は多数の地権者にまたがる線的な空間であったことから、一括的な用地買収が困難であり、その結果として寄付を通じた用地確保が中心的手法となっていたと考えられる。この道路用地の寄付が成立していた背景として、道路整備が地域全体の課題として認識され、町単位での合意形成の枠組みが存在していた可能性を指摘できる。またこうした町単位の合意形成が1960年代においても存続していたことを明らかにした。

これに対し、公共施設の整備においては、必要とされる用地の規模および既存の土地利用に応じて、用地確保の手法が使い分けられていた。明治期の町役場や小学校、蚕業学校といった大規模施設は、当時の宅地範囲の周縁部にあたる田畑に立地し、実業家層をはじめとする有力者による土地提供や資金的支援のもとで整備されていた。一方、小規模な公共施設の整備は、既に宅地として利用されていた土地を購入して用地取得することが可能であった。この結果、八尾旧町の中心部である東西両町に中心的に施設が立地する傾向が見られた。公有地化された土地は、その後も公共施設用地として継承される傾向があることから、1960年代までの施設配置は、その後の土地利用の方向性を規定し、八尾における集落空間の構造に長期的な影響を与えていると考えられる。八尾の場合は北東と南西方向に1km以上連なる町から形成されていることから、大規模施設が町の周縁部に配置されたことにより、公共機能が空間的に分散し、東西両町における中心性は相対的に低下したと考えられる。

本研究では、小規模な町として存続した在郷町においては、戦後においても、個人からの用地寄付や町単位での合意形成を通じて社会資本整備が実現していたことを明らかにした。これにより、産業の近代化や都市規模の拡大を背景とした整備とは異なる、小規模な在郷町における地域内の合意形成と私的資源の提供による社会資本整備のあり方を位置付けた点に在郷町研究としての意義がある。今後は、他の同程度の規模の在郷町との比較を通じて、こうした社会資本整備のあり方の一般性について検討を進める必要がある。また、各在郷町の成立過程や立地条件を重ね合わせて分析することで、各町の近代以降の集落空間構造の継承と変容の過程を明らかにすることを今後の課題とする。

謝辞

本研究は、公益財団法人日立財団の倉田奨励金及び日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものである。また、本研究は、東京大学 CSIS 共同研究 (No. 1122) による成果である (利用データ: Zmap TOWN II (2020 年度 Shape 版) 富山県 データセット (ゼンリン提供))。

補注

- (1) 在郷町の定義は法制度や由来に着目したもの等、文献により様々だが、本稿では「近世農村部の流通結節点として商工業が発達したまち」を広義に在郷町として定義する。本研究が対象とする門前町その他、市場町、港町、温泉町、鉾山町等もこれに含む。
- (2) 「町立て」とは町割りを行い町屋敷を建設することを指す。1農村が町立てを行うためには藩の許可が必要であり、村の有力者を中心とした住民から藩への請願が行われている場合もあった。町立ての流れについては、参考文献2)を参照した。なお、法制度上町奉行が支配していたか否かは問わない。また、町立て、町建て、町だてなどの表記があるが、ここでは「町立て」の語に統一する。
- (3) 1664(寛文4)年に町立てされた南新町は、2年後に取潰しの命が下ったため記載していない。また、今町は町立て時期が不明とされているため記載していない。
- (4) 土地台帳上は「東町西町共有」「八尾町大字東町西町共有」「八尾町大字東町大字西町」などの表記揺れがあったが、「東町西町共有」の語に統一した。

(5) 2020 (令和 2) 年住宅地図上に、明治期から 1960 年代までに整備された道路及び公共施設を示して筆者が作成した。

35) 帝国興信所富山支所編 (1928),『富山県名鑑』, 帝国興信所富山支所

参考・引用文献

- 1) 佐藤宏亮, 後藤春彦 (2001), 「近代蚕糸業地域における都市形成過程: 本庄町における近代化に伴う富裕層の活動と空間変容」, 日本建築学会計画系論文集, 66(547), pp.201-208
- 2) 中野茂夫 (2002), 「在来産業の近代工業化が都市空間の変容に及ぼした影響: 野田の醤油醸造業を事例に」, 日本建築学会計画系論文集, 67(554), pp.281-288
- 3) 秋元一秀, 竹下輝和 (2000), 「町屋敷地の奥行方向の変容過程からみた内子町八日市及び六日市の空間構成の特徴」, 日本建築学会計画系論文集, 65(527), pp.99-106
- 4) 北原麻理奈, 窪田亜矢 (2019), 「地方都市中心市街地の歴史的地区における近代以降の土地所有変遷に関する研究: 青森県黒石市中町地区南西部・南東部を対象として」, 都市計画論文集, 54(3), pp.313-320
- 5) 柴田純花 (2021), 「在郷町における近代の土地所有形態に着目した集落空間形成過程: 富山県富山市上滝を対象として」, 都市計画論文集, 56(3), pp.1015-1022
- 6) 松本駒次郎 (1927),『八尾史談』, 松六商店, pp.17-25
- 7) 小林弼「近世在町の一・二の問題<越後国蒲原郡亀田町をとおして>」, 地方史研究評議会編 (1958),『日本の町―その歴史的構造』, 雄山閣出版株式会社, pp.227-246
- 8) 松本駒次郎 (1927)『八尾史談』, 松六商店, pp.17-25
- 9) 松本駒次郎 (1927)『八尾史談』, 松六商店, pp.169-170
- 10)『婦南新聞』1953 (昭和 28) 年 5 月 5 日「防火線に裏道拡張瀬戸屋敷崩し野積へ直結」
- 11)『婦南新聞』1950 (昭和 25) 年 10 月 9 日「県道改修を陳情」
- 12)『婦南新聞』1953 (昭和 28) 年 11 月 5 日「軒端補償か舗道か 天満町から厳談持込む」
- 13)『婦南新聞』1958 (昭和 33) 年 7 月 10 日「天満町の取詰め国体前に完成か」
- 14)『八尾広報』1958 (昭和 33) 年 8 月 1 日「天満町通り拡張八月末完成する」
- 15)『婦南新聞』1958 (昭和 33) 年 8 月 25 日「天満町の取詰め国体前に完成か」
- 16)『婦南新聞』1958 (昭和 33) 年 11 月 10 日「八尾新宿にする天満町商店会を結成」
- 17) 富山市公文書館所蔵『議決書綴 昭和 39 年 八尾町議会』
- 18) 富山市公文書館所蔵『議決書綴 昭和 36 年 八尾町議会』
- 19)『婦南新聞』1959 (昭和 34) 年 8 月 10 日「上新町路面拡張明年施工を請願」
- 20) 富山市公文書館所蔵『議決書綴 昭和 34 年 八尾町議会』
- 21) 富山市公文書館所蔵『議決書綴 昭和 40 年 八尾町議会』
- 22) 富山市公文書館所蔵『議決書綴 昭和 39 年 八尾町議会』
- 23) 富山県土木部都市計画課 (1976)『富山県の都市計画 昭和 51 年』 pp.150-153
- 24) 山田村 (1984),『山田村史 上巻』, 山田村史編纂委員会編, pp.498-499
- 25)『八尾広報』1960 (昭和 35) 年 11 月 1 日「西町本通り道路拡張」
- 26) 富山市公文書館所蔵『町道敷地に関する登記済権利証 (第 5 号) 昭和 41 年 八尾町建設課』
- 27) 富山市公文書館所蔵『町道敷地に関する登記権利書綴 昭和 42 年 八尾町建設課』
- 28) 富山市公文書館所蔵『議決書 昭和 43 年』
- 29) 松本駒次郎 (1927),『八尾史談』, 松六商店
- 30) 続八尾町史編纂委員会編 (1973),『八尾町史 続』, 八尾町
- 31) 松本駒次郎 (1927),『八尾史談』, 松六商店
- 32) 日本全国商工人名録発行所 (1892),『日本全国商工人名録 [明治 25 年版]』, 日本全国商工人名録発行所
- 33) 広瀬徳七郎編 (1893),『大日本製糸家名誉録』, 亀徳堂
- 34) 大日本商工会編 (1922),『大日本商工録: 公認 大正 11 年版』, 大日本商工会